

## 求人申込票

# MESW

会社概要	別名	ミツビシデンキソフトウェアカブシキガイシャ	設立	2022年4月1日	
	企業名	三菱電機ソフトウェア株式会社	資本金	10億円	
	略称名	MESW	売上高	1,040億円 (2023年度計画)	
	本社所在地	〒105-5129 東京都港区浜松町2丁目4番1号 世界貿易センタービル南館29階 電話：03-6721-5832 FAX：03-3435-4745	代表者	取締役社長 福嶋 秀樹	
			従業員数	5,200名 (2023年度計画)	
			株式	非上場	
	主な拠点	札幌、東京、つくば、横浜、鎌倉、静岡、名古屋、稲沢、京都、大阪、伊丹、三田、神戸、姫路、和歌山、福岡、長崎			
	事業内容	社会インフラ事業、モビリティ事業、電子システム事業、FA・ファシリティ事業、ITソリューション事業に関わるシステム・ソフトウェア・周辺機器等の研究開発、設計、製造、販売及び各種サービスの提供・基板の回路設計			
URL	https://www.mesw.co.jp				
採用情報	採用窓口	総務人事統括部 人事採用センター	担当	採用担当	
			TEL	03-6721-5832	
			e-mail	saiyou@mesw.co.jp	
	募集職種	技術系総合職：システムエンジニア 事務系総合職：人事総務・経理・営業・調達	賃金改定	年1回	
	募集対象学部	技術系総合職：理工系全学部、研究科 情報系・電気電子系・機械系・物理系・化学系 等 事務系総合職：全学部・全学科	賞与	年2回(6月、12月)	
	勤務予定地	東京、つくば、横浜、鎌倉、静岡、名古屋、稲沢、京都、大阪、伊丹、三田、神戸、姫路、和歌山、福岡、長崎	諸手当	通勤手当(当社規定による)、時間外・休日手当等	
	採用人数	技術系総合職：200名程度 事務系総合職：若干名	給与	修士卒/月給257,000円 大卒 /月給232,000円 (2023年4月支給)	
	勤務時間	所定就業時間 7時間45分 勤務時間帯は勤務地により異なります。 (例:本社/8:45~17:15) ※フレックスタイム制度あり(入社2年目~)	休日	完全週休2日制(土・日)、祝日、大型連休制度(年末年始・ゴールデンウィーク・夏季) 年間休日120日以上	
	保険	雇用保険、労災保険、健康保険、厚生年金保険完備	休暇	有給休暇、結婚・忌引休暇、半日休暇、時間単位休暇、産前産後休暇、育児・介護休職等	
	試用期間	あり(入社より3ヶ月) 待遇変更なし			
福利厚生	三菱電機健康保険組合、三菱電機グループ社員持株会、財形貯蓄制度、資格取得支援制度、退職金、年金制度、住宅補助、各種福祉施設(三菱電機健康保険組合保養所)、選択型福利厚生制度等				
受動喫煙防止措置の状況	屋内禁煙(屋内喫煙可能場所あり)、一部事業所で敷地内禁煙(屋内外喫煙可能場所あり)				
選考情報	応募方法	・マイページ*よりエントリーをお願いいたします。(イベントのご予約まではリクナビ・マイナビ経由からでも可能です。) *弊社HPの採用情報ページより、マイページの登録をお願いいたします。 ・学校推薦の場合は、就職ご担当者様より弊社採用担当宛に「対象学生情報(氏名・所属・連絡先)」のご連絡をお願いいたします。			
	応募形態	推薦、自由応募 どちらも可。			
	選考フロー	■技術系総合職 ※会社説明会動画はマイページからいつでも視聴可能です。 ○配属先指定リクルート制度(配リク)：双方のマッチングを前提に、入社後初任の配属事業所を早期に決定。 配リクイベント*1【WEB/対面】→能力・性格検査【WEB】→マッチング面談【WEB】*2→適性検査【WEB】・最終面談【WEB/対面】  ○一般：内定後に配属面談を実施して配属事業所を決定。 配リクイベント*1【WEB/対面】→能力・性格検査【WEB】→一次面談【WEB】*2→適性検査【WEB】・二次面談【WEB/対面】			
		■事務系総合職 会社説明会【WEB】→能力・性格検査【WEB】→一次面談【WEB】*2→適性検査・二次面談【WEB/対面】			
	応募書類	エントリーシート(写真付)、成績証明書・卒業見込証明書、学校推薦書(学校推薦者のみ) ※エントリーシート(写真付)はマイページからご提出ください。 ※その他の書類は面接日程が決まってから準備していただければ結構です。			
イベント情報	マイページ*およびリクナビ・マイナビ/弊社ページにて、日程をご確認いただきご予約ください。 *弊社HPの採用情報ページより、マイページの登録をお願いいたします。				



# 自己申告書

2023年 10月 1日

私どもは、この求人申込みの時点において、職業安定法に規定する求人不受理の対象に該当いたしません。

事業所名 三菱電機ソフトウェア株式会社

事業所所在地 東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービル南館29階

代表者名 取締役社長 福嶋 秀樹

### ◇この自己申告書についての説明事項◇

- (1) 以下のチェックシートの項目に1つでも該当する場合には、職業安定法に規定する求人不受理に該当します。
- (2) この自己申告書に記載した内容に変更があった場合は、速やかに修正の上提出してください。
- (3) 申告内容が事実と異なる場合は、職業安定法第48条の3第2項及び第3項の規定に基づき、厚生労働大臣又は都道府県労働局長による勧告及び公表の対象となります。

## チェックシート

以下に該当する場合は、チェック欄にシ点(「✓」)を記入してください。なお、以下のうち1つでも該当する場合は、求人不受理の対象となります。

※ 項目4については、求人不受理の対象ではありませんが、該当する事業所には職業紹介を行うことができません。

### 1. 労働基準法および最低賃金法関係

(1) 過去1年間に2回以上同一の対象条項(※1、2)違反行為により、労働基準監督署から是正勧告を受け、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。

(2) 違法な長時間労働を繰り返している企業として企業名が公表され、

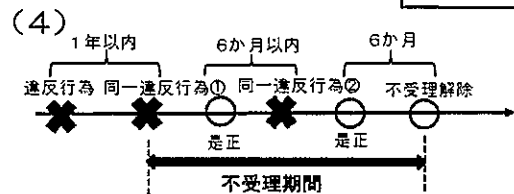
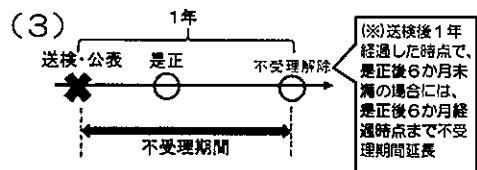
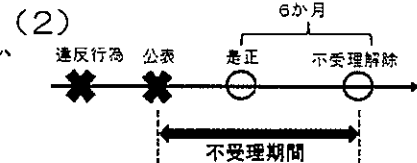
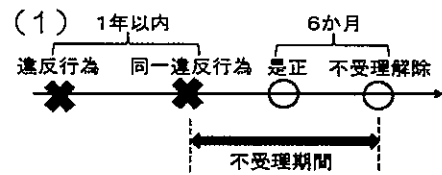
- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。

(3) 対象条項違反行為に係る事件が送検かつ公表され

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 送検後1年が経過していない。
- c 是正してから6カ月が経過していない。

(4) 求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、労働基準監督署による是正勧告を受けており、その後、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。



#### (※1) 対象となる労働基準法の規定

内容	規定
男女同一賃金	第4条
強制労働の禁止	第5条
労働条件の明示	第15条第1項及び第3項
賃金	第24条、第37条第1項及び第4項
労働時間	第32条、第36条第6項(第2号及び第3号に係る部分に限る)、第141条第3項
休憩、休日、有給休暇	第34条、第35条第1項、第39条第1項、第2項、第5項、第7項及び第9項
年少者の保護	第56条第1項、第61条第1項、第62条第1項及び第2項、第63条
妊産婦の保護	第64条の2(第1号に係る部分に限る)、第64条の3第1項、第65条、第66条、第67条第2項

※ 労働者派遣法第44条(第4項を除く)により適用する場合を含む。

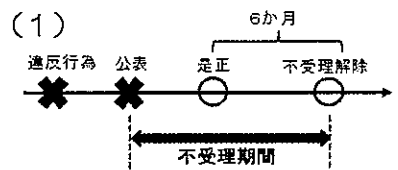
#### (※2) 対象となる最低賃金法の規定

内容	規定
最低賃金	第4条第1項

**2. 職業安定法、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法関係**

(1) 対象条項(※3、4、5、6)違反の是正を求める勧告又は改善命令に従わず、企業名が公表(注1)され、

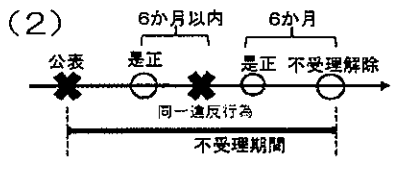
- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。



(注1) 職業安定法第48条の3第3項、労働施策総合推進法第33条第2項、男女雇用機会均等法第30条又は育児・介護休業法第56条の2の規定による公表。

(2) 求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、  
①需給調整事業課(室)による助言や指導、勧告、  
②雇用均等室による助言や指導、勧告を受けており、その後、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。



(※3) 対象となる職業安定法の規定

内容	規定
労働条件等の明示	第5条の3第1項、第2項及び第3項
求人等に関する情報的確な表示	第5条の4第1項及び第2項
求職者等の個人情報の取扱い	第5条の5
求人者の申込み時の報告	第5条の6第3項
委託募集	第36条
労働者募集に係る報酬受領・供与の禁止	第39条、第40条
労働争議への不介入	第42条の2において読み替えて準用する法第20条
秘密を守る義務	第51条

(※4) 対象となる労働施策総合推進法(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律)の規定

内容	規定
パワーハラスメント防止に関する雇用管理上の措置	第30条の2第1項
パワーハラスメント等を理由とする不利益取扱いの禁止	第30条の2第2項(第30条の5第2項、第30条の6第2項において準用する場合を含む。)

※ 第30条の2第1項を労働者派遣法第47条の4の規定により適用する場合を含む。

(※5) 対象となる男女雇用機会均等法(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律)の規定

内容	規定
性別を理由とする差別の禁止	第5条、第6条、第7条
セクシュアルハラスメント、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止	第9条第1項、第2項及び第3項、第11条第2項(第11条の3第2項、第17条第2項、第18条第2項において準用する場合を含む。)
セクシュアルハラスメント等の防止に関する雇用管理上の措置	第11条第1項、第11条の3第1項
妊娠中、出産後の健康管理措置	第12条、第13条第1項

※ 労働者派遣法第47条の2の規定により適用する場合を含む。

(※6) 対象となる育児介護休業法(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律)の規定

内容	規定
育児休業、介護休業等の申出があった場合の義務、不利益取扱いの禁止	第6条第1項、第9条の3第1項、第10条、第12条第1項、第16条(第16条の4、第16条の7において準用する場合を含む)第16条の3第1項、第16条の6第1項、第16条の10、第18条の2、第20条の2、第21条第2項、第23条の2、第25条第1項・第2項(第52条の4第2項、第52条の5第2項において準用する場合を含む。)
所定外労働等の制限	第16条の8第1項(第16条の9第1項において準用する場合を含む)、第17条第1項(第18条第1項において準用する場合を含む。)、第19条第1項(第20条第1項において準用する場合を含む。)、第23条第1項から第3項まで、第26条

※ 労働者派遣法第47条の3の規定により適用する場合を含む。

**3. その他の不受理事由**

- a 暴力団員(注2)に該当する。
  - b 法人の場合、役員の中に暴力団員がいる。
  - c 暴力団員が自身(又は法人)の事業活動を支配している。
- (注2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条6号に規定する暴力団員をいう。

**4. その他(求人不受理のためのチェック項目ではありませんが、ご確認ください。)**

職業紹介事業者は、同盟罷業(ストライキ)又は作業所閉鎖(ロックアウト)が行われている事業所に対して職業紹介を行ってはならないこととされていますので、該当する場合はチェックをお願いします。

- 事業所において、同盟罷業又は作業閉鎖が行われている。

# 青少年雇用情報シート（企業全体での【正社員】正社員以外）に関する情報です

※海外支店等に勤務している労働者については除外した情報となります

事業所名	三菱電機ソフトウェア株式会社	求人番号		記入日	令和 5 年 10 月 1 日
------	----------------	------	--	-----	-----------------

## 1 募集・採用に関する情報

	企業全体の情報 ※旧個社合算値				【 】に関する情報		
	前年度	2年度前	3年度前	前年度	2年度前	3年度前	前年度
① 直近3事業年度の新卒者等の採用者数	134	144	181	人	人	人	人
直近3事業年度の新卒者等の離職者数	2	6	13	人	人	人	人
直近3事業年度の新卒者等の採用者数（男性）	111	110	148	人	人	人	人
直近3事業年度の新卒者等の採用者数（女性）	23	34	33	人	人	人	人
③ 平均継続勤務年数	17.9 年						年
※ 従業員の平均年齢 (参考値として、可能であれば記載してください。)	42.5 歳						歳

## 2 職業能力の開発及び向上に関する取組の実施状況

① 研修の有無及びその内容	有・無	新入社員研修、階層別研修、ヒューマンスキル研修、各種技術研修 等
② 自己啓発支援の有無及びその内容	有・無	資格取得促進支援あり
③ メンター制度の有無	有・無	3年間の育成制度あり
④ キャリアコンサルティング制度の有無及びその内容	有・無	年1～2回、社員本人と上長で業務およびキャリア等に関する面談を実施
⑤ 社内検定等の制度の有無及びその内容	有・無	ソースコードレビューア一検定、英語検定等（※事業所による）

## 3 職場への定着の促進に関する取組の実施状況

企業全体の情報		【 】に関する情報		
① 前事業年度の月平均所定外労働時間	21.2 時間			時間
② 前事業年度の有給休暇の平均取得日数	実績データなし（取得率：73.6%）			日
③ 前事業年度の育児休業取得者数/出産者数	女性 23 / 男性 24 人	女性 24 / 男性 90 人	女性 24 / 男性 90 人	女性 24 / 男性 90 人
④ 役員及び管理的地位にある者に占める女性の割合	役員 0 %	管理職 4.1 %	4.1 %	4.1 %

※ ④については、雇用形態に関わらず企業全体における割合を示しています。

